

栃木市工事設計変更ガイドライン

令和8年10月

栃 木 市

はじめに

公共工事は、多種多様な制約条件の下で個別に設計、施工を行い、多岐にわたる目的物を完成させるものである。

発注者は、工事を円滑かつ適切に実施するため、工事施工上の制約となる施工条件を仕様書等に明示し、発注者と受注者の役割分担を明確にするとともに、施工条件が変わった場合の措置を明確にする必要がある。

また、栃木市建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第19条（条件変更等）に、施工条件が変わった場合等の確認手続き、及び設計図書の変更等について定めているが、変更手続きの認識不足により、変更協議は行ったが発注者の変更設計が遅れ、変更契約の手続きが工期末直前になり、受注者の工事書類作成の負担が増えてしまったことや、変更協議が口頭のみで行われ書面で整理されていなかったため、設計変更から漏れてしまったことが、完成検査において見受けられたことがある。

こうした背景のもと、本ガイドラインは、設計変更の対象事項や必要な手続きなどを明らかにすることにより、受発注者間の変更手続きが円滑かつ適切に行われるよう、設計変更に関する指針として作成したものである。

栃木市
契約検査課 検査係

目次

1. 設計変更の基本

(1) 適切な設計変更の必要性	1
(2) 発注者の留意事項	1
(3) 受注者の留意事項	1
(4) 設計変更の対象事項	2
(5) 契約変更の範囲	3
(6) 設計変更に伴う契約変更の手続きの時期	3

2. 設計変更の対象となる具体例

4

3. 設計変更の対象とならない具体例

1 3

4. 設計図書の照査

(1) 設計図書の照査とは	1 5
(2) 照査の結果により問題が見つかった場合	1 5
(3) 設計図書の照査の範囲を超える作業について	1 5

5. 施工条件の明示について

1 6

6. 指定・任意の使い分け

1 8

参考. 設計変更事例集

「栃木県 建築・設備工事設計変更ガイドライン」及び「栃木県 土木工事設計変更ガイドライン」に掲載されている。

1. 設計変更の基本

(1) 適切な設計変更の必要性

工事の施工は、設計図書に基づいて施工すべきであるが、真にやむを得ない事情によって設計図書と現場等に差異が生じた場合、当該工事との一体性を損ねない範囲において設計変更を行うこととし、その結果、工期や請負代金に変更が生じた場合は、契約変更を行う必要がある。

そのため、受注者からの設計変更協議に対し、「工事が国庫補助対象だから」、「予算が不足しているから」、「その金額で受注したのだから」といった理由により、必要と認められる工期や請負代金の変更を行わないことはあってはならないことである。

(2) 発注者の留意事項

- 発注者は、発注に際しては、工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続、占用物件の移転等に係る事項などを、特記仕様書に施工条件（自然条件を含む）として明示すること。（「5. 条件明示」を参考）
- 発注者は、設計変更に係る受注者からの協議については、迅速な回答（ワンデーレスポンス）に努めること。
- 発注者は、設計変更の内容について随時積算することにより、変更見込金額を把握し、予算管理を行うこと。
- 設計業務の成果品について、設計と現場が合っていないことがある。現場に即した設計をすること。
- 関係機関との協議をせずに発注したため、現場着手後に条件が変わり、施工方法の変更や工期延伸をすることがある。関係機関との協議を発注前に行うこと。
- 設計図書（特記仕様書、図面等）に、施工上影響のある条件を明示していないため、入札の際、応札業者が施工条件を反映した積算ができないことがある。設計図書に条件明示をすること。
- 施工条件が変わった場合は設計変更の対象となるため、本ガイドラインを参考に適切な設計変更をすること。
- 工事一時中止をしても現場管理のための仮設の費用は発生することがある。必要に応じて、中止期間中の仮設費等の増加費用を設計変更すること。

(3) 受注者の留意事項

- 受注者は、工事の着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らか

にするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、速やかに監督職員に通知し、書面にて発注者と協議し、その解決を図ること。

○受注者は、設計変更について発注者と協議し、速やかに施工計画書、その他の工事書類を見直し、発注者に提出してから設計変更の工事に着手する。なお、簡易な内容変更等の書類の簡素化対象の場合は、提出を要しない。

○受注者は、設計変更の協議を省略して作業を進めてはならない。

(4) 設計変更の対象事項

設計変更の対象となる事項

設計変更の対象事項	契約書	具体例
(1) 図面と仕様書等が一致しない場合	第19条第1項第1号	P4
(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合	第19条第1項第2号	P5
(3) 設計図書の表示が明確でない場合	第19条第1項第3号	P6
(4) 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合	第19条第1項第4号	P7
(5) 予想することのできない特別な状態が生じた場合	第19条第1項第5号	P8
(6) 発注者が必要であると認めるときの設計図書の変更	第20条	P9
(7) 受注者の責めによらない事由による工事の一時中止	第21条	P10
(8) 受注者からの請求による工期の延長	第22条	P12

設計変更の対象とならない事項

設計変更にならない対象事項	解説
(1) 発注者と協議を行わず受注者が独自の判断で施工した	P13
(2) 協議の回答前に施工した	P13

(3)「承諾」で施工した	P 1 3
(4) 契約書、共通仕様書の所定の手続きを経ていない	P 1 3
(5) 書面によらない事項（口頭のための協議）	P 1 3
(6) 受注者が特別の事情もなく、工期の始期日以降30日以内に現場着手しなかったため、工期内完成が見込めなくなった	P 1 4

(5) 契約変更の範囲

栃木県「建設工事設計変更事務処理要領」に基づき、変更見込金額が請負代金の30%（30%に相当する金額が300万円以下であるときは300万円）以下又は現に施工中の工事と分離して施工することが困難な工事は、契約変更により行うことができるものとする。

なお、変更見込金額が請負代金の30%（30%に相当する金額が300万円以下であるときは300万円）を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが困難なものを除き、原則として別途の契約とするものとする。

(6) 設計変更に伴う契約変更の手続きの時期

発注者は、栃木県「建設工事設計変更事務処理要領」に基づき、設計変更に伴う契約変更の手続きを速やかに行うこと。ただし、次に掲げる場合の契約変更の手続きは、工期の末（債務負担行為又は継続費に基づく工事においては、工期の末に属する年度以外の年度にあっては、会計年度の末）までに行うこと。

(1) 構造、工法、位置等の変更で重要でないもの

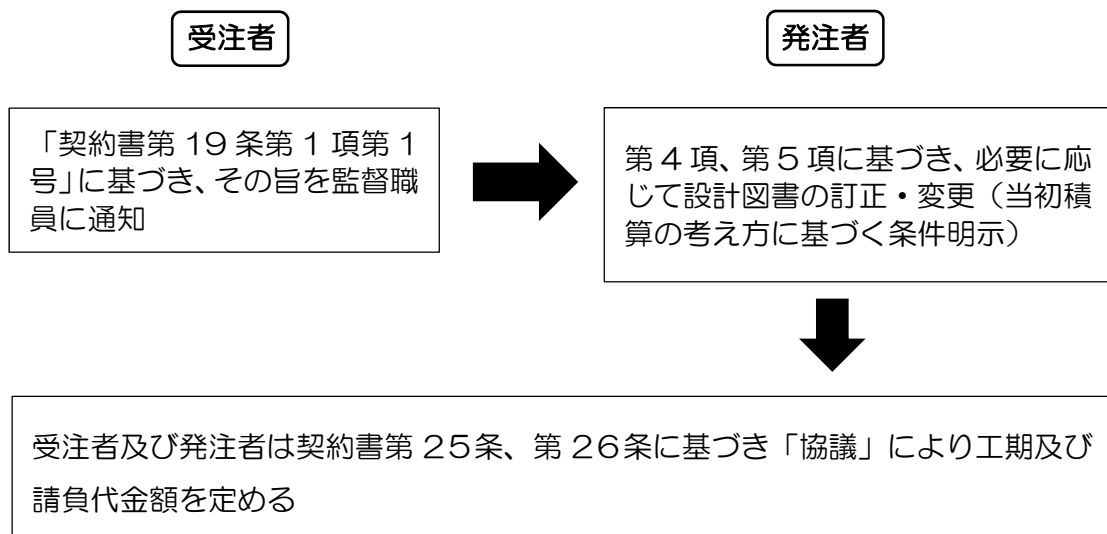
(2) 変更見込金額が請負代金の30%（30%に相当する金額が300万円以下であるときは300万円）以下のもの

2. 設計変更の対象となる具体例

(1) 図面と仕様書等が一致しない場合

(契約書第 19 条第 1 項第 1 号)

- 受注者は、図面と仕様書が一致しない場合、発注者に発見事項を通知し、当該事実の確認を請求する。



【例】

〔土木工事〕

- ① 図面と仕様書の材料寸法、数量等の記載が一致しない場合
- ② 平面図と断面図の寸法、材料名、仕様等の記載が一致しない場合

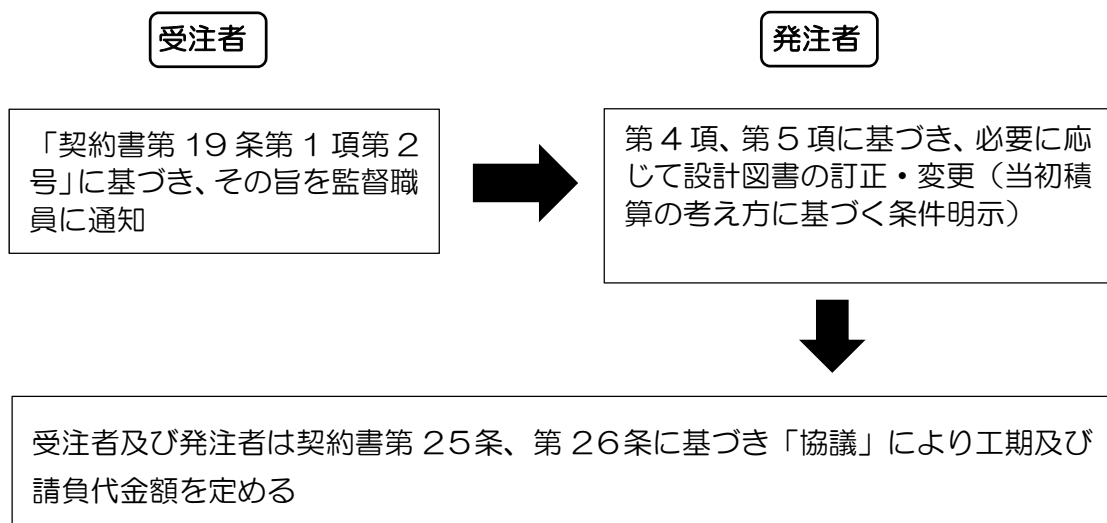
〔営繕工事〕

- ① 図面と仕様書の材料寸法、数量等の記載が一致しない場合
- ② 天井伏図、平面図等の寸法が一致しない場合
- ③ 仕様書と図面の材料名称、材料仕様が一致していない場合

（２）設計図書に誤謬又は脱漏がある場合

（契約書第 19 条第 1 項第 2 号）

- 受注者の義務として、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する義務がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工を続けるのではなく、発注者に確認し脱漏部分を訂正してもらうべきである。



【例】

〔土木工事〕

- ① 土質に関する条件明示が不備な場合
- ② 地下水位に関する条件明示が不備な場合
- ③ 交通誘導警備員についての条件明示が不備な場合

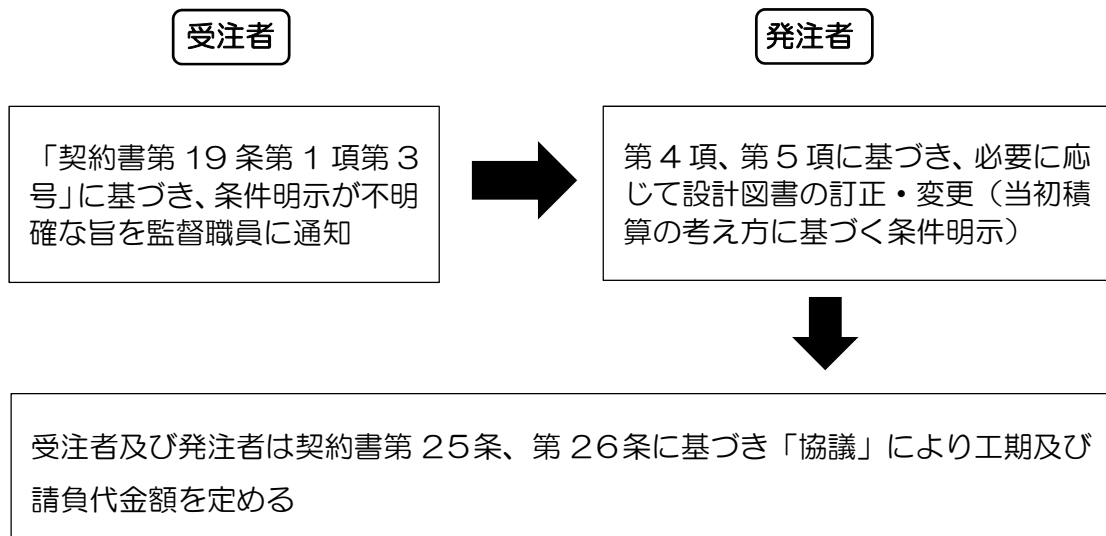
〔営繕工事〕

- ① 工事施工上必要な材料名について、図面ごとに一致しない場合
- ② 建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない場合
- ③ 使用する材料の仕様が明示されていない場合

(3) 設計図書の表示が明確でない場合

(契約書第 19 条第 1 項第 3 号)

- 設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工することは不適當である。



【例】

〔土木工事〕

- ① 土質柱状図は明示されているが、調査時期や地下水位が不明確な場合
- ② 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示が不備な場合

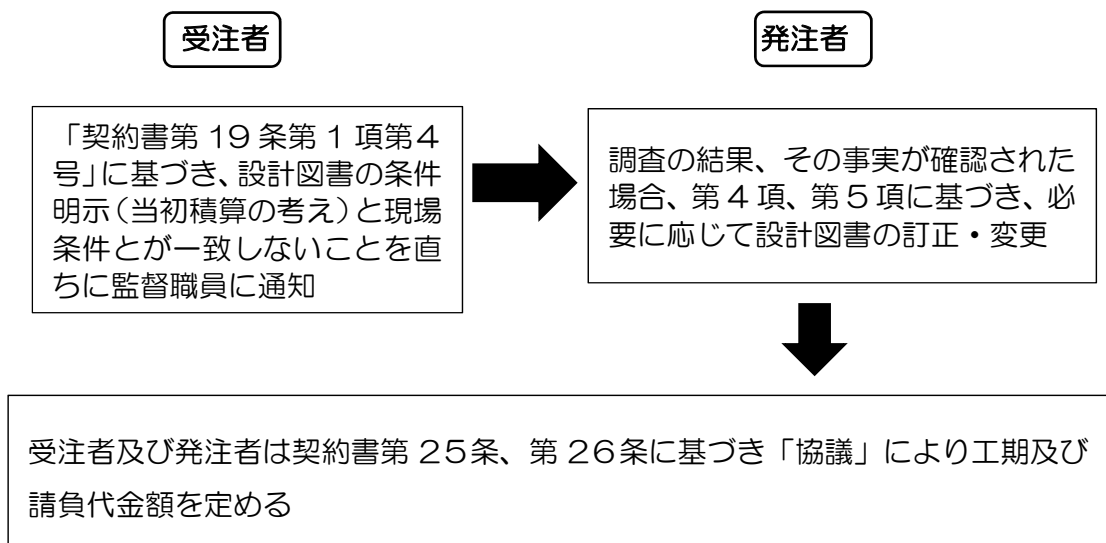
〔営繕工事〕

- ① 図面の記載内容が読み取れない場合
- ② 使用する材料の仕様（種類・強度等）が明確でない場合

（４）設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合

（契約書第 19 条第 1 項第 4 号）

- 自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さや地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無。また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取（捨）場、工事用道路、通行道路、工事に関する法令等が挙げられる。



【例】

〔土木工事〕

- ① 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
- ② 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
- ③ 設計図書に明示された交通誘導警備員の人数等が規制図と一致しない場合
- ④ 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合
- ⑤ その他、新たな制約等が発生した場合

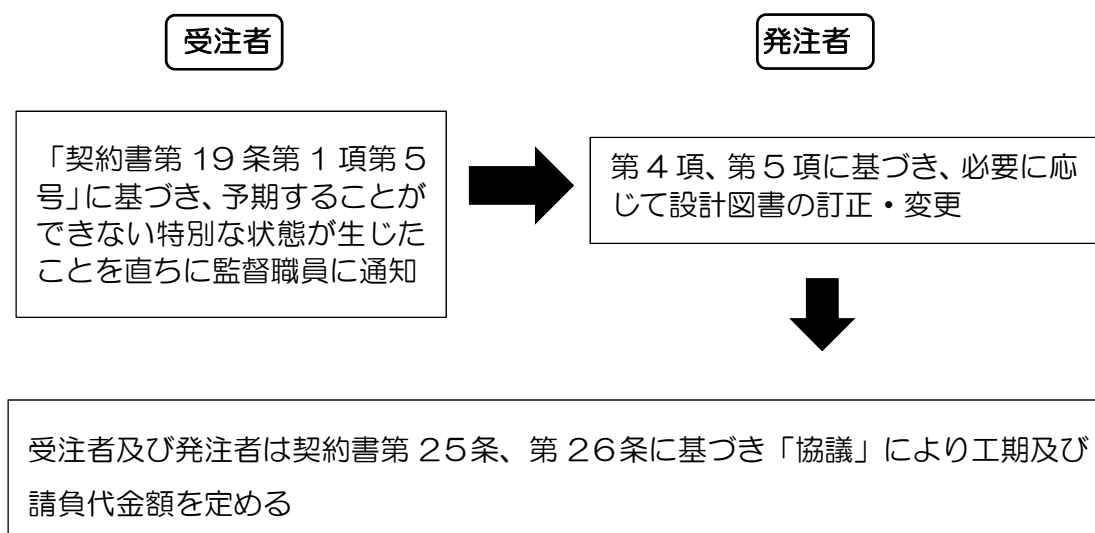
〔営繕工事〕

- ① 設計図書に明示された想定支持地盤と実際の工事現場が大きく異なる事実が判明した場合
- ② 施工中に設計図書に明示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査及び撤去が必要となった場合
- ③ 設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した場合

(5) 予期することのできない特別な状態が生じた場合

(契約書第 19 条第 1 項第 5 号)

- 予期することのできない特別な状態とは、例えば、存在しないとされていた地下埋設物が発見され、調査や撤去が必要となることである。



【例】

〔土木・営繕工事〕

- ① 施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった場合
- ② 施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合
- ③ 工事範囲の一部に軟弱地盤があり、地盤改良が必要となった場合

（６）発注者が必要であると認めるときの設計図書の変更

（契約書第20条）

- 発注者は、住民要望、周辺環境等の与条件を十分に勘案した上で、工事を発注しているが、発注後の事情変化により、設計図書を変更する必要があると認める場合、発注者は変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。

（発注者）

契約書第20条に基づき、必要があると認めるときは設計図書の変更内容を受注者に通知して設計図書を変更することができる。



受注者及び発注者は、契約書第25条、第26条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める。

【例】

〔土木・営繕工事〕

- ① 周辺住民との協議により、変更する必要があると認める場合
- ② 関係官公署の行政指導により、変更する必要があると認める場合
- ③ 関連工事との調整により、変更する必要があると認める場合
- ④ 施設の維持管理又は利用方法等が具体化したことにより、変更する必要があると認める場合

(7) 受注者の責めによらない事由による工事の一時中止

(契約書第21条)

①発注者の中止指示義務

- 受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者は工事の全部または一部の施工の一時中止をさせなければならない。
- 発注者は、受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、労働者や建設機械器具等を保持するための費用、その他の一時中止に伴う増加費用等、必要があると認められるときは請負代金額を変更する。
- 発注者は、施工日数を適切に確保するため、工期延伸をする。

(発注者)

工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の範囲、中止期間、中止の理由等を受注者に通知しなければならない。【栃木市様式第21号】



(受注者)

中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するため、中止期間中の工事現場を適切に維持・管理すること。



(発注者)

工事の中止を解除するにあたっては、中止解除日、変更後の工期等を受注者に通知しなければならない。【栃木市様式第22号】

(参考) 一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取扱い

(※「建設工事における技術者等の配置基準(契約検査課契約係)」より)

- ・ 工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない。
- ・ 受注者の責めによらない理由により、工事中止または工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

②工事を中止すべき場合

工事の全部または一部の施工の一時中止をすべきである、受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、以下のような場合であり、それ以外にも発注者が必要と認めるときは、工事の全部または一部の施工の一時中止することができる。

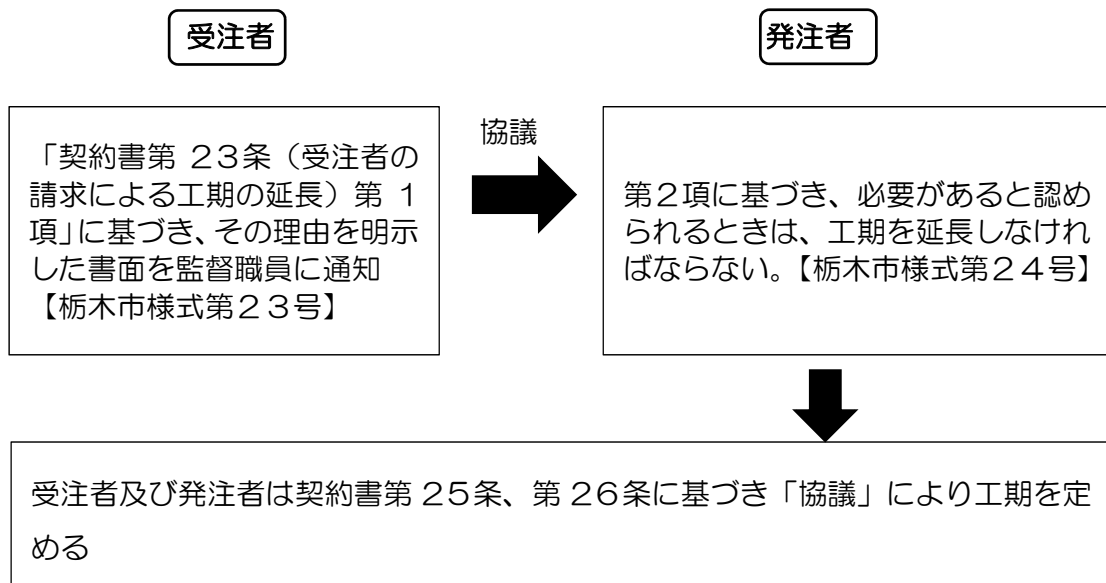
〔土木・営繕工事〕

- ① 発注者の義務である工事用地等の確保が行われない場合
- ② 警察・河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合
- ③ 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- ④ 受注者の責によらないトラブル（地元調整等）が生じ、施工できない場合
- ⑤ 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合
- ⑥ 予見できない地中障害物が発見され、調査及び処理を行うため、施工できない場合
- ⑦ 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが困難な場合
- ⑧ 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合
- ⑨ 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工事があり、一部の工事で大幅な施工の遅延が生じ、他の工事の施工ができない場合

（８）受注者からの請求による工期の延長

（契約書第 23 条）

- 受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。



【例】

〔土木・営繕工事〕

- ① 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
- ② 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
- ③ その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合

※ 上記理由に該当しないときは、原則として工期の延長はできない。また、工期内に工事を完成することができなかったときには、契約書第 57 条（発注者の損害賠償請求等）を適用することとなるため、工程の管理には特に留意すること。

3. 設計変更の対象とならない具体例

下記のような場合は、原則として設計変更できない。ただし、契約書第28条（臨機の措置）については別途考慮する。

- (1) 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合

（対応方針）

受注者は、設計図書と現場の不一致等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督職員に提出し確認を求める。

- (2) 発注者と「協議」しているが協議の回答前に施工を実施した場合

（対応方針）

発注者は速やかに回答すること。（ワンデーレスポンス）

- (3) 「承諾」で施工した場合

（対応方針）

受注者の都合により施工方法等の変更をした場合は「承諾」となる。
設計図書と現場の不一致等がある場合は適切に「協議」をすること。

- (4) 工事請負契約書・土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合（契約書第19条～第26条、土木工事においては共通仕様書1-1-1-13～1-1-1-15、営繕工事においては公共建築工事標準仕様書1.1.8～1.1.10）

（対応方針）

発注者及び受注者は設計変更の対象事項や必要な手続きを確認し、適切に対応すること。

- (5) 工事打合せ簿等正式な書面によらない事項（口頭でのみの指示・協議等）の場合

（対応方針）

発注者及び受注者は書面によりやり取りを行い施工すること。

- (6) 受注者が特別の事情もなく、工期の始期日以降30日以内に現場着手しなかったため、工期内完成が見込めなくなった場合

(対応方針)

受注者は適切な計画工程を立案し、現場管理を行うこと。

発注者は履行報告等により工事の進捗状況を把握し、必要があれば指示を行うこと。

4. 設計図書の照査

(1) 設計図書の照査とは

「設計図書の照査」とは、栃木市建設工事請負契約書第19条第1項第1号から第5号及び栃木県土木工事共通仕様書1-1-1-3設計図書の照査等に規定されており、受注者が設計図書の照査を自らの負担により行い、設計図書に問題点が無いか確認することである。

(2) 照査の結果により問題が見つかった場合

受注者は、当初設計に対して契約書第19条第1項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。

【受注者が自らの負担で行う部分】

- ① 設計照査に係る費用
- ② 設計照査の結果を監督職員に説明するための資料作成
- ③ 監督職員から更に詳細な説明を求められ、説明するための資料作成

(3) 設計図書の照査の範囲を超える作業について

設計図書の照査によって、下記のような計画の見直しや図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等は設計図書の照査の範囲を超える作業であり、受注者がこれらを行う場合には、発注者の費用負担で行うものとなることから、設計変更の対象とする。

【設計図書の照査の範囲を超える作業例】

- ① 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は、縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ② 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ③ 現地測量の結果、構造物の形式が変更となる場合の図面作成。
- ④ 試験杭により基礎杭が変更となる場合の構造計算及び図面作成。

5. 施工条件の明示について

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

明示項目	明示事項
工程関係	1. 工期設定に関する事項。 2. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了時期。 3. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 4. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 5. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 6. 工事着手前に埋蔵文化財等の事前調査を要するか。
用地関係	1. 工事用地等に、未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 2. 工事用地等の使用終了後における復旧条件及び復旧内容。 3. 工事用仮設道路・資機材置場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 4. 施工者に、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。
公害・環境 対策関係	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排ガス、石綿含有材、ダイオキシン等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 2. 着手前と完成後の付近の家屋及び工作物等の外観調査を要するか。 3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。
仮設備関係	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及び

	その施工方法。 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。
工事用道路 関係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。 3. 着手前と完成後の調査を要するか。
工事支障物 件等	1. 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、移設時期、工事方法、防護等。 2. 工事区間に占用物件がある場合、その内容。
安全対策 関係	1. 交通誘導警備員を配置する場合は、その内容。 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間帯等に制限がある場合は、その内容。 3. 夜間作業となる工事内容。 4. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策を要するか。 5. 高所作業を行うため作業内容、及び安全対策を要するか。
建設副産物 関係	1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。
その他	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管場所、期間、保管方法等。 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、再利用の有無、引渡場所等。 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、品質、規格、数量、引渡場所、引渡期間等。

6. 指定・任意の使い分け

指定・任意については、契約書第 1 条第 3 項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- (1) 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- (2) 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- (3) 任意であっても、当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う。

【留意事項】

◆指定・任意の使い分けにおいては下記の事項に留意する。

- 1. 仮設、施工方法等には指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。
- 2. 発注者（監督職員）は任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要。

※任意における下記のような対応は不適切

- ・〇〇工法で積算しているので「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
- ・標準歩掛かりではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
- ・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。

◎発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

■自主施工の原則

契約書第 1 条第 3 項により、設計図書に指定されていない場合は、工事の実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

契約書第 1 条第 3 項

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めることができる。

【指定と任意の考え方】

	指 定	任 意
設計図書	仮設・施工方法等について具体的に指定する	仮設・施工方法等について具体的に指定しない
仮設・施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要である	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）
仮設・施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
その他	<指定仮設とすべき事項> ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切 ・一般交通に供する仮設構造物 ・特許工法又は特殊工法を指定するもの ・関係機関との協議により必要となったもの ・第三者に特に配慮を必要とするもの	